

リアルサイズのモデルハウスを体感できる総合住宅展示場 6社6棟一斉公開!



K 株式会社 協栄ハウス

ゆるやかなひと続きの大空間!
家族みんながつながる
スキップフロアの家

エコジョーズ+新型コレモ
3LDK+ロフト+
フリースペース
全室床暖房



郷土建設 株式会社

新しいのに懐かしい、
懐かしいのに新しい、
本物素材自然派住宅

エコジョーズ+
温水式パイピング
床暖房
4LDK



国木ハウス

カラダにも
心にもやさしい
無垢フロア仕様の家

エコジョーズ+
フル暖エアコン
4LDK



住研ハウス

二重破風の屋根、
外装メンテナンス
フリーの家

エコジョーズ+
ハイブリッド
EX断熱
4LDK



セキスイハイム

穏やかな
あたたかさ広がる、
心地よい住まい

エコジョーズ
4LDK
軽量鉄骨造



ミサワホーム北海道

CENTURY 蔵のある家

エコジョーズコレモ+
UFDトリプルサッシ
4LDK
蔵のある家

注文住宅用地 (建築条件付) 残り3区画

販売価格

395.0万~521.6万

この環境でこの価格!!

お急ぎ
ください!



■物件概要

- 所在地/恵庭市恵み野北5丁目10-1他
- 交通/JR恵み野駅・島松駅より徒歩21分(1.7km)、エコバス「恵み野北5丁目」停徒歩3分
- 地目/宅地●用途地域/第1種中高層住居専用地域●建ぺい率/60%●容積率/200%●総区画数/82区画●今回販売区画数/3区画●区画面積/216.80㎡(1区画)~233.95㎡(1区画)●分譲価格/3,950,000円(1区画)~5,216,000円(1区画)
- 道路/幅員3m、16mアスファルト舗装●施設/電気:北海道電力、ガス:集中プロパンガス、上下水道:恵庭市上下水道
- 造成完了/平成28年10月31日完了済
- 広告有効期限/平成30年5月31日●事業主/造成工事:郷土建設株式会社:恵庭市有明町2丁目6-9 TEL.0123-32-2828 建設業許可/北海道知事許可(特-24)石狩 第01240号・宅建業免許/北海道知事免許石狩(5)第5947号●土地売主/キョウセイコーポレーション株式会社:恵庭市有明町2丁目6-9 TEL.0123-33-6821 宅建業免許/北海道知事免許石狩(2)第8020号●設計/測量/有限会社村元測量設計:恵庭市戸磯136 TEL.0123-35-2900 測量業登録番号/第(2)30023号

最初に
抽選会場に
お寄りください



販売委託地

- 協栄ハウス
- 郷土建設
- 国木ハウス
- 住研ハウス
- セキスイハイム
- ミサワホーム

平成30年3月23日現在

今から
考え時
です!

平成31年10月消費税10%上げまで

あと1年6か月

札幌への通勤アクセス充実!

JR「恵み野」駅 乗換2分 JR「北広島」駅 乗換9分 JR「札幌」駅 乗換11分

列車で約25分!

■お問い合わせ先/事業主及び販売提携メーカー(五十音順)

<p>郷土建設 株式会社</p> <p>〒061-1431 恵庭市有明町2丁目6-9 TEL.0123-32-2828</p> <p>建設業許可/北海道知事許可(特-24)石狩第01240号・一級建築士事務所/北海道知事登録(石)第1654号 宅建業免許/北海道知事免許石狩(5)第5947号 (公社)北海道宅地建物取引業協会会員・(一社)北海道不動産公正取引協議会加盟</p>	<p>株式会社 協栄ハウス</p> <p>〒066-0043 千歳市朝日町3丁目5-1 ☎0120-42-8812 FAX.0123-42-8813</p>	<p>郷土建設 株式会社</p> <p>〒061-1431 恵庭市有明町2丁目6-9 ☎0123-32-2828 FAX.0123-33-4439</p>
<p>国木ハウス</p> <p>〒059-1374 苫小牧市晴海町26番の1 ☎0144-57-7720 FAX.0144-57-7713</p>	<p>住研ハウス 千歳・恵庭営業所</p> <p>〒066-0076 千歳市あすき2丁目4-14 ☎0123-24-2700 FAX.0123-24-2705</p>	<p>北海道 セキスイハイム 千歳恵庭展示場</p> <p>〒066-0032 千歳市北陽5丁目3-1 ☎0123-27-3816 FAX.0123-27-1660</p>

【建築条件付とは】この土地は、土地売買契約後3か月以内に、土地販売代理かつ売主のハウスメーカーと住宅建築請負契約を締結していただくことを条件として販売いたします。この期間内に住宅を建築しないことが確定したとき、または住宅の建築請負契約が成立しなかった場合は、土地売買契約は白紙となり、受領した金額は全額無利息にてお返します。

【団地内建築協定事項】●地上3階建て以上及び階階の建築は禁止とする。●建物本体の基礎はGLより600mmを超える基礎高は禁止とする。●平屋においては、建築基準法の高さまでは許可する。●緑石の高い方から100mm上ガリを設定GLとする。(100mm以上の盛土は禁止とする。)●アパート等集合物件及び店舗の建築は不可とする。●建築物等の外観は周辺環境と調和する色彩を用いることとし、けばけばしい色彩を用いることにより、周辺環境を阻害しないこと。(色彩の基準は北海道建設部まちづくり局都市計画課で作成している「景観形成の基準解説」を参考にします。)●これらの協定事項については、土地及び建物所有者が将来、第三者に譲渡、賃貸等をする場合には、当該譲渡受取人及び賃借人に対しても、所有者の責任においてこれらの事項を継承させ、これを遵守させることとする。